児童手当 認定請求書

	児童手当 認定請求書 ※受付確認年月日 ※受付確認年月日											1																	
;	坂出市	長	殿																	令和 ・ ・					令和 ・・・				
		(フリ	ガナ)														②性)	別		男	•	女		4 6	记偶者		有	· 無	
請		①氏名														(3生年	月日	昭和平月					(5)I	職業	イ.:	被用者 公務員 被用者等で	でない者	
-1-	事	⑥伯 (法人の (務所の)	主たる	ij	対出市																1				父・自 宅 母・()				
求 1月1日時 (1~5月分			は前年	(上欄と異なる場合に記入してください)													一 連	各先		-		_	父母	·自 宅 ·()					
者 6~1:				ア. 厚生年金保険 (8)請求者の加入している ※以下の共済組合の組												イ. 国民年金 ウ. その他() 合員である場合は括弧内に○を記入してください。													
		(フリガナ)		公的年金制度の種別 () 私立学校教職員共済 () 国家公務員共済												共済	() 地方公務員等共済				ENDA C CAREA .								
配		⑨氏名														⑪生年月日			昭和 平成			・		職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者				
⑩住所 (⑥と異なるな 合)			なる場	(請求者と同じ場合は「同上」と記入)															(公務員	務先 員のみ記 入)	2 連絡先	· ·							
1月1日時点 者 (1~5月分は			は前年	(上欄	と異な	る場	合に記入	してくた	てください)													⑬請求者の たは同一生			一生計配	D控除対象配偶者ま 注計配偶者の場合に ○印 同一生計配偶者			
等		6~12月分は本年)			į		i	l	į .	l												令和		1 年分所得額					
4		15個人	、番号												④所得の	伏況	(請	请求者))					円	(配偶	者)			円
		での兄姉等 達する日以後 3月31日を経 22歳に達する 最初の3月31日			(フリガナ) 氏名					続柄			生年月日 同居 別居の			則(の左無り負担		計費 担の 有無	海外情場	外留学をしている ※第場合の出国年月			算定対象の 合に○印	対象の ○申 [注意] ⑥ 「監護相当の有無」及び「生			Γ4-≎Ι	
(18歳) の最初の 過した 日以後の	に達する□ の3月31□ 後22歳に) 0最初の3												平 成				有 有 · · · 令和		令和	1 年 月			費負担の有無」がいずれも「有の場合は、本請求書と併せて「 護相当・生計費の負担について確認書」をご提出ください。		「有」 て「監 いての				
\$ CO.	間にある	o 者)									平 成			同居別居		有・無		有・ 令和 無		年	年 月		(16児童の		色の兄姉等	をこ近山、たらい。 の兄姉等と⑪児童の合計 人以上の場合に限る。)			
		(フリガナ) 氏名)			続柄	生	年	月	日	同居別居	号・ の別	監護 <i>0</i> 有無	生計関係	Ĺ	海外留学 ている場 出国年	学を 場合の :月		(請求	者と同		所は「	同上」。	と記入)		※第3子以降 に○印 (30,000円)	※3歳未満 に○印 (15,000円)	※左記以外 に○印 (10,000円)
								平成		-		同,别	•	有 ・ 無	同一 維持	令	和 年	月											
⑪ 児童								平成				同居 有 • 别居 無			同一 • 令和 年 月 維持														
								平成 令和				同居 • 別居 無		同一・維持	令和 4		月												
								平成		•	•	同別	•	有 • 無	同一・・維持	令	印年	月											
(R)			名	称		4 □	Ť	預金種別 支				店コード			支店名				-		口座番号				Ē	1座名義(カタカナ)		
18 振込先				銀行 金庫 組合 農協					普通							支 店 出張所													
	% ®₹	Ą	第3子以降分 3歲未満分 上記以外分									円 円				認定・却下年月日			※支給開始年月 令和										
■受	●受付時確認欄																												

※窓口に来た人	□請求者本人 □配偶者 □その他()	※聞き取り内容
※申請の区分	□出生 □転入 □制度改正 □その他()	
※不足書類	□個人番号が分かるもの(請求者・配偶者・児童)	□委任状(請求者・配偶者)	
※ 小足音類	□振込口座 □保険証/年金加入証明書 □その	他()	

注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を右欄に記入してください。 また、請求者が個人であり、本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村(特別区を含みます。以下同様です。)に住所 を有していた場合は、当該住所を左欄に記入してください。
- 3 ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 型の欄は、頭水石か個人でのる場合の外12代の個人番字を記入してくたさい。
 ②の欄は、頭の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
 ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、() 内にその年金の名称を記入してください。
 「 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除し た額)並びに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計類を記入して下さ
- 6 ②、③、④、⑤、⑧及び⑪の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- ⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭及び⑮の欄は、2人以上で児童を養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)して いる場合に記入してください。

「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上 婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。

- は、前年をいいます。) 1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- ・ ⑩の欄は、⑪の欄に記載する児童の兄姉等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全 <u>ての子</u>について、記入してください。
- ⑥の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 10 ⑤の「生計費の負担の有無」の欄は、⑥の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水 準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生計費の一部を社送りしている場合等が該当します。
- 11 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、⑯の「海外留学をし ている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 12 ①の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 13 児童が海外に留学している場合は、⑰の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 14 ①の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 団に、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)に

- 1. ⑦及び⑮の欄を除き、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。